



11月の意識  
防ぎたい

11月はこども家庭庁の定める児童虐待防止推進月間です。

「虐待」と聞くと、メディアから流れてくる痛ましい事件をイメージし、「きつい感じ」を受けがちです。痛ましい事件が起きていても事実ですが、心配されるのは、「虐待」という言葉を使うことにより、一生懸命に育児してきた保護者や養育者が、日頃の努力を全て否定されたと感じてしまうかもしれない、ということなのです。

全国には232か所の児童相談所（以下、児相）があります。令和4年度に、そこで児童虐待相談として対応した件数は約21万件でした（令和5年度については、現在調査中）。前年度と比較すると、相談件数は年々増加傾向にあり、特に心理的虐待にかかわる相談件数が増えていること、警察等からの通告が増えているという傾向があります。（『福祉行政報告例を基にこども家庭庁

にて作成したデータ）。子どもに対する虐待はいくつかのタイプに分けられ、それぞれのタイプによる心身への影響は様々です。虐待を受けていた時期や期間、虐待の様子、子どもの年齢や性格などの背景によっても異なりますが、身体的・知的発達面・心理的に、子どもの心身に深刻な影響をもたらすことが明らかになっています。

身体的影響としては、あざ、切り傷、やけどの跡など外からみてわかる傷もあれば、骨折、鼓膜がやぶれるなど、外からはわかりにくい傷、栄養不足によって体重が増えない、低身長などのことが挙げられます。また、知的発達面への影響としては、安心できない環境で生活することによって、落ち着いて学習に向かうことができなかつたり、登校自体が妨げられてしまうこともあります。他にも、対人関係を築きにくかつたり、低い自己評価、多動などの行動のコントロールが難しくなつたり、心的外傷後ストレス障害など、心理的な影響が生じることもあります。

このような影響を考えると、私たちが少し意識するだけで妨ぐことのできる「児童虐待」もあるかもしれませぬ。

児童虐待の定義（厚生労働省ホームページより）

身体的虐待	殴る、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する、など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触れせる、ポルノグラフィーの被写体にする、など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、など

過去の「こころぼ」は町ホームページからご覧になれます。

11月は「秋のこどもまんなか月間」です

ひとりで悩まないで話してみませんか  
子育てしていて、つらいことや困ったこと、不安に思ったことはありませんか？  
専門スタッフ（保健師・保育士・助産師）が相談をお受けします。

【相談窓口】  
子育て支援センター「るるぼる」  
☎45-5744  
※月曜日から土曜日（祝日・年末年始を除く）9時30分から16時まで

子ども、子育てに関する相談  
児童家庭支援センター「スマイル」では子どもの発達や養育に関すること、不登校やひきこもりなど、お子さんや子育てについての相談を、ご本人やご家族、地域の皆さんから受け付けています。

初回の相談は平日9時～17時（メール、FAXは24時間受け付け、翌開所日以降に返信）、2回目以降は必要に応じて時間外の対応も可能です。相談方法は来所相談の他、電話やメール、訪問相談なども行っています。（相談は無料です。）

【問い合わせ】  
社会福祉法人 法延会 軽井沢学園内 児童家庭支援センター「スマイル」  
☎45-1081  
FAX 41-6272  
メール smile@karuzawagakuen.jp

【気になるら1899に電話しよう】  
児童虐待（身体的・性的・心理的・ネグレクト）（育児放棄）は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与え、時としてその生命を奪う痛ましい事件につながっています。虐待から子どもを守るためには、地域の皆さんの気づきが大切です。

「虐待では？」と感じることがあったら連絡してください。その際には子どもの名前や住所など、できるだけ多くの情報提供をお願いします。情報提供は匿名でも行うことができます。

【問い合わせ】  
児童相談所虐待対応ダイヤル  
☎189（24時間対応）  
佐久児童相談所  
☎0267-673437  
こども教育課 子育て支援係  
☎45-5744